

るときのウェイトが必ずしも科学的・合理的なものではなく、研究の余地が大いに残っている」と指摘している。

18) マクロ経済スライドによる基礎年金の給付水準の引き下げを意味する。

19) 公的な貧困基準には、①所得保障政策のガイドラインとしての役割、すなわち所得保障制度、最低賃金、課税最低限、年金水準、生活保護給付といった制度の目安、②政治・政策的な基準、すなわち政治的に合意可能な生活水準の目安、③貧困状態の把握、すなわち国民の貧困率や貧困ギャップを客観的把握、測定する尺度としての役割の3つがある。

20) 逆に経済成長期・景気拡大期に、失業率が低下しているにもかかわらず、中位層の所得が上昇し、相対貧困ラインが引き上がり、貧困率が上昇するという事態が1990年代にイギリンドで発生した。アイスランド（2005）p.47。

21) この点については、厚生労働省「生活扶助基準に関する検討会（第4回）議事録」における議論が重要である。低成長期における生活扶助水準に関する問題意識を述べた部分として重要なため、やや長いが参考資料として紹介する。  
22) Bradshaw(2001)は相対貧困基準以外の貧困基準、標準生計費に基づく Minimumsubsistence という概念を提示している。いくつかの異なる貧困基準を組み合わせることにより、すべての基準に重なっている貧困者と一部の貧困基準しか当てはまらない貧困者とは抱えている問題が異なることを指摘している。

23) 統計上、貧困率を推計する目安であり、標準生計費を政策上の最低所得保障（生活保護）にするということを意味していない。

24) 本研究は、平成19年度厚生労働科学研究補助政策推進研究事業「格差と社会安全保障のあり方にに関する研究」に基づくものである。詳細については、飼村康平・菊池聰実・沼尾波子・丸山桂・山田篤裕（2008）を参照せよ。

25) 被保護世帯は最低所得<認定所得になり、貧困世帯になつていいことに注意せよ。したがって、捕捉率=被保護世帯率／（貧困率+被保護世帯率）ということになる。

26) 生活保護制度の運用においては、平成20年より軽ハイク等の保有制限は緩和されている。

27) Corak, Miles(2006)参照。親の所得と子どもの所得の相關は、 $\ln Y_{it} = \alpha + \beta \ln Y_{i,t-1} + \varepsilon_{it}$  ( $i$ は子どもの恒常所得 ( $Y_{it}$ ) に親の恒常所得 ( $Y_{i,t-1}$ ) が与える影響) という推計式で分析される。この分析方法には、1) 子どもと親の推定時の年齢の違い、2) 親子の恒常所得の計算のための期間の違い、3) 所得階層によつて相關の強さが異なる、という課題が指摘されている。

28) 山田論文が使用したデータ収集時点における年金制度にもとづく。

29) 2008年11月に、厚生労働省も免除制度を利用できる所得でありながら、利用していない人が300万人存在することを確認している。

30) 新井（2005）はアメリカ、イギリス、カナダでの効果を批判的に紹介し、さらにOECD各国の動向については、OECD(2008)が紹介している。

#### 参考資料

相対貧困基準と組合させてマーケット・バスケット基準での検証も必要ではないかという点について、生活扶助基準に関する検討会において委員から以下ののような發言があった。

人々にとての基本的に生活に必要な物、サービスが、マーケット・バスケット方式では理論生計費として算定されているが、その次のエンゲル方式からは実態を鑑みて設定生計費となっている。水準均衡方式の前まで、基本的には実態を鑑みて設定するという考え方で行っているが、……中略……もう一つ、例えば全消を使つて検証するのには結構だが、もう一方の柱で理論生計費のマバ方式（マーケット・バスケット方式）で積み上げたものと比較して、これは確かに社会的、文化的な水準をクリアしているという、相対化による水準との見合いで、一定の客観的、科学的な根拠を持つていてあるといふことを示すことが必要なのではないか。

……中略……理論的に積み上げたもので検証するという、相対的な観点からも、絶対的な観点からも決まるのではないかといふことが、もう一方の検証が行われて初めて言えることなので、ここまで踏み込むかどうかという話はあるが、多分国民の中では、例えば今の経済動向でいくと、貯金水準であるとか消費水準というものは、ある人にとっては上がるけれども、ある人にとっては下がるという傾向が見られるので、より所骨の低い方のことを考えれば、そういう絶対的な観点も検証の考え方としてもいいのではないか。……中略……右肩上がりの経済のときはいいが、下降にたどったとき、それが限りなく下がり、いわゆる絶対的貧困以下に陥ることがあり得るという場合に、その歴止めがこの水準

均衡では保てないということがあり、もう一つは、実際に現在生活保護を受けている人に聞いて言えば、相対性的の観点からすれば、理論的には生活保護受給者の家計は妥当なものとなっているのかもしもしないが、実際の家計にはいわゆる彈力性、ゆとりがないということが、少なくとも連前としての生活保護には相関の強さが異なる、という課題が指摘されている。

ある。したがって、たとえ僅かであっても、前年、前月を下回るような基準となるとすれば、そのダメージは大きい。そういう意味で、家計の彈力性がないことも、この水準均衡方式の1つの弱点というふうに從前から言われております。確かに絶対的な水準の検証という方法もあり得るかもしないが、相対的に決める今の水準均衡方式にも一定の限界があるというような表現を加えることでいいのではないか。この意見について、厚生労働省側からの回答は次のようなものであった。「今のお話は、非常に最悪の事態を想定した御議論で、理論的にはよく分かるが、実務的に考えると、説明変数として相対的、絶対的な基準があつて、それで国民の皆さんのが最も生活の保障をするとしたとして、相対的な基準が100で、絶対的な基準が50のときにどうするのか。100という選択を、一般国民が厳しくなったときにかかるかという問題が生じることも、ひとつ御考慮の上でお願いしたい。例えば、外国の制度と比較してみると、基準の算定にマーケット・バスケット方式をとっても、イギリスの単身世帯は4万5,000円。現時点では、1ボンド163円になっているから、もっと下がる。イギリスが絶対的基準を基礎にスライドしてきていることを考えると、もし、絶対的基準を出した場合、今の基準は東京で8万4,000円程度であるが、相当乖離が出る。そのときに立つられるかということは、それこそ最悪の事態として想定していただきたい。では、最低限度の生活を保障するために、もう一度マーケット・バスケット方式に戻ることもあるが、マーケット・バスケット方式から離れたから、現在の水準まで基準額が上がってきてている。ドイツも1990年にマーケット・バスケット方式から離れて、今日本の似たような方式に切り替えて、現代の経済の状況に対応できる社会扶助にならざりとと言われています。ドイツでは、マーケット・バスケット方式から離れるときに、30%ぐらいたマーケット・バスケット方式より統計方式の方が上がるのではないかという民間団体の議論があつたと聞いており、もしその可能性が正しいとすると、マーケット・バスケット方式を基にする絶対的基準というものは、今の水準の3割程度低い水準となる。そのときに、いろいろ生活保護について議論があるときに、本当に良いと取取りで、相対方式は維持しつつ、マーケット・バスケット方式から離れるかどうかというのは、御検討いただきたい。

この議論に続き、委員から、以下のような発言もあつた。「マーケット・バスケット方式よりも長所と限界があり、その長所といふのは、栄養学的な飲食費をベー

スにやつている。弱点は、社会的、文化的な費用をどこまで取り入れられるかということである。旧来のマ・バ方式（マーケット・バスケット）は、飲食物費に特化しており、社会的、文化的な費用が非常に弱かつた。それが要するに、例えば昭和20年代、30年代には、飢餓水準を脱皮するということで一定の支持を得た。しかししながら、マ・バ方式（マーケット・バスケット）に社会的、文化的な費用を取り入れた現代的なマ・バ方式的なものを何か考へることほどできないのかどうか。先ほど言つたように、3割、4割というのは飲食物費に特化しているためであり、もう少し相対的な貧困の算定方式はできないのかという流れから、それで差額小方式、水準均衡方式に移行してきた。しかし、それにも長所と限界がある。右肩上がりのときには、相対的な算定方式は支持を得たけれども、新たな地点に立ったときに、絶対が相対かという形の両方の長所を組み合わせるような見方であるとか、あるいは本当に絶対的な基準をクリアしているのかどうかという議論をするためには、例えれば水準均衡方式を支持したとしても、絶対的な水準はどうであるかという検証はやっておくということならば、見合いの中で考へることはできるかもしない。最悪の事態の中で想定したときに、生活保護制度というのは、社会保障の中でも大事な制度であつて、その中でも、最も大事なのは生活保護基準で、これがナショナルミニマムである。」

## 文 献

- 新井光吉, 2005, 「勤労福祉政策の国際展開」九州大学出版会。  
 Braulaw, Jonathan, 2001, "Methodologies to Measure Poverty: More Than One is Best," [http://www.bris.ac.uk/poverty/pse/conf\\_pap/mex01\\_jtb.pdf](http://www.bris.ac.uk/poverty/pse/conf_pap/mex01_jtb.pdf)  
 Corak, Miles, 2006, "Do Poor Children Become Poor Adults? Lessons from a Cross-Country Comparison of Generational Earnings Mobility." In Creedy, John and Kalb, Guyonne (editors), *Dynamics of Inequality and Poverty*, Emerald Group.  
 江口英一, 1981, 「社会福祉研究の視角—本書の編成にあたって」江口英一編 (1981)  
 「社会福祉と貧困」法律文化社。  
 福岡県立大学付属研究所, 2008, 「生活保護自立阻害要因の研究—福岡県田川地区生活保護廃止台帳の分析から」。  
 Fisher M, Gordon Gordon, 2007, "An Overview of Recent Work on Standard Budgets in the United States and Other Anglophone Countries" <http://aspe.hhs.gov/poverty/papers/>

std-budgets/

Iceland, John, 2003, "Poverty in America: A Handbook," University of California.

(翻訳 J.アイスランド、2005,『アメリカの貧困問題』上野正安訳 シュプリンガー・ジャパン)

岩田正美, 2007,『現代の貧困』ちくま新書。

鶴山京, 1978,『公的扶助論』光生館。

駒村康平, 2003,『底附世帯の推計と生活保護』『三田衛生研究』第46巻3号, 慶應義塾大学 2003年8月。

駒村康平・菊池鑑実・沼尾波子・丸山桂・山田篤裕, 2008,『厚生労働科学研究補助政策科学推進研究事業 格差と社会保障のあり方にに関する研究』4。

駒村康平・菊池鑑実・沼尾波子・丸山桂・山田篤裕, 2009,『厚生労働科学研究補助政策科学推進研究事業 格差と社会保障のあり方にに関する研究』4。

小沼正, 1968,『生活保護の問題点—最近の関係論文をめぐって』『社会保障研究』第4巻第2号。

小沼正, 1974,『貧困—その測定と生活保護』東京大学出版社。

小沼正, 1981,『エンゲル方式の採用とその背景』厚生省社会局保護課 (1981)『生活保護三十年史』社会福祉調査会。

厚生労働省, 2007,『生活扶助基準に関する検討会(第4回)議事録』<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2007/11/hxt/s1120-2-ix.html> (2008年8月1日アクセス)

小山進次郎, 1950,『生活保護の解釈と運用』全国社会福祉協議会。道中隆, 2007,『保護受給層の貧困の構造—保護受給世帯における貧困の固定化と世代の連鎖』『生活経済政策』No.127, 生活経済政策研究所。

中林正福, 1956,『生活構造論』好学社。中央社会福祉審議会生活保護専門分科会, 1981,『中間報告』『社会保障研究所編日本社会保障資料 I』至誠堂。OECD, 2007, Benefits and wages OECD Indicators - 2007 Edition, Paris (翻訳 OECD, 2008,『図表でみる世界の最低保障』日本労働組合総連合会総合政策局翻訳 明石書店)

Renwick, Trudi J. and Bergmann, Barbara R., 1993, "A Budget-Based Definition of Poverty: With an Application to Single-Parent Families", *The Journal of Human Resources*, Vol. 28, No. 1.

副田義也, 1995,『生活保護制度の社会史』東京大学出版社。杉村宏, 2007,『国民生活の不安定化と低所得問題研究の課題』『現代の貧困と不平等』明石書店。

高山憲之・舟岡史雄・大竹文雄・開口昌彦・澁谷時幸, 1989,『日本の家計資産と野奢率』『経済分析』116号。田代二男, 1961,『公的扶助の研究: その現状と問題点』光生館。